# 第10回 食品機能学

# 海外の健康食品制度

- なぜ海外事情を知る必要があるのか?
- ・栄養成分表示の世界標準?
- 健康強調表示の世界標準?
- ・健康食品先進国アメリカの健康強調表示
- 各国の健康強調表示

# コーデックス(CODEX)

# コーデックス(CODEX)とは?

ラテン語で「法」を意味する。

「国際連合食糧農業機関(FAO)」と「世界保健機関(WHO)」が合同で、国際貿易上重要な食品について、 国際的な食品規格を策定するための組織。

※加盟国:184カ国、1加盟機関(EU)



世界貿易機関(WTO)加盟国の国内規格は、特段の理由がない限り、ここで策定された規格を基礎とすることになっている。

# 一見して異なる各国の栄養成分表示



#### 世界と米国のダイエタリーサプリメント制度の比較

皆様ご存じのとおり、各国・地域の食品の機能性表示制度は、原則CODEX(食品の国際規格を作る組織)の作成した規格に準じて設計されます。CODEXでは、食品の機能性表示の事を「健康強調表示(Health Clam)」として「健康強調表示は、その表示を立証する適切かつ十

分な科学的証拠によって裏付けられ、消費者が健康的な 食事を選択する際に役立つ真実かつ誤解を招かない情 報を提供し、具体的な消費者教育によって支えられるべき である」と定義し、健康強調表示を以下の通り3つに分類し ています。

#### 【CODEXが分類する3つの健康強調表示】

栄養機能表示 身体の成長、発達、および 正常な機能における栄養 素の生理的役割 その他の機能表示 身体の正常な機能または 生理活性におよぼす特定 疾病リスク低減表示 疾病または健康に関連し た状態の発症リスクの低 減機能

...

# 海外の健康食品制度

栄養成分表示

健康強調表示

# 海外の健康食品制度

栄養成分表示

# 栄養成分表示の国別比較

	栄養	<b>€成分</b>	表示が	義務の	カ国・:	地域の	例	栄養	成分	表示が	《任意	の国	の例
	米国カナダ	韓国	アルゼンチン ウルグアイ パラグアイ ブラジル	香港	台湾	オースト ラリア ニュージー ランド	中国	日本		シンガ	タイ		者国 推奨・総理 (機助砂・食 組織・ナトリ ムを場合)
エネルギー 炭水化物 たんぱく質 脂質 ナトリウム	義務	義務	義務	義務	義務	義務	義務	義務	(ナトリウ	必須* I(ナトリウム は任意)		・ 必須*   (ナトリウム   は任意)	
飽和脂肪酸	義務	義務	義務	義務	義務	義務	任意 (基準あり)	任意 (基準あり)	任意  (基準あり)	任意 (基準あり)	必須·	任意 (基準あり)	必須
トランス脂肪酸	義務	義務	義務	義務	義務	任意 (基準あり)	【任意 【基準なし)	任意 (基準なし)	任意 (基準なし)	任意 (基準あり: 検討中)	任意 (基準なし)	任意 (基準なし: 検討中)	任意 (基準な) 検討中
コレステロール	義務	義務	任意 (基準あり)	任意 (基準あり)	任意 (基準あり)	任意 (基準あり)	任意 (基準あり)	任意 (基準あり)	- 任意 - (基準あり)	任意 (基準あり)	必須·	任意 (基準あり)	任意 (基準あ
糖類	義務	義務	任意 (基準あり)	義務	任意 (基準あり)	義務	任意 (基準あり)	任意	4 — — —   任意	任意 (基準あり)	A	任意 (基準あり)	必須
食物繊維	義務	任意 (基準あり)	義務	任意 (基準あり)	任意 (基準あり)	任意(基準あり)	任意 (基準あり)	任意 (基準あり)	任意 (基準あり)	- 任意 (基準あり)	必須·	任意 (基準あり)	必須
ビタミンA ビタミンC カルシウム 鉄	義務	任意 (基準あり)	   任意   (基準あり)	任意 (基準あり)	任意 (基準あり)	任意 (基準あり)	任意 (基準あり)	任意 (基準あり)	必須·	任意 (基準あり)	必須* (ビタミンC は任意)	任意 (基準あり)	任意 (基準あ

# 日本の健康・栄養強調表示の国際化

#### CODFX基準

● 栄養成分表示 - 強調表示 (豊富、源、ノン、控えめ、など) ----▶ 栄養素含有表示 栄養強調表示 - 相対表示 (~%アップ、~gオフ、など) ----▶ 比較強調表示 強調表示 **栄養素機能表示** (栄養機能食品) 健康強調表示 **高度機能表示**(特定保健用食品) 健康·栄養強調表示 ※日本とCODEXは、同じ。

L 疾病リスク低減表示 (特定保健用食品)

<sup>\*</sup>栄養成分の強調表示をする場合には、表示が必須である。 [注釈](基本あり)・強調表示をする場合の基準がある。(基準なし)・強調表示をする場合の基準がない。 [注釈](複数中)・強調表示をう場合にランス組動制の表示を必須項目とするかどうか検討中である。

#### サプリメントとは?

「欧米では、カプセル、錠剤などの医薬品的形状をしたビタミン、ミネラル、ハーブ、アミノ酸などの成分を含む健康食品を「サプリメント」と呼ぶのが一般的であり、日本国内でもそのように認識されている。しかし実際のところ日本においては形状についての規定はない。」





日本は、口に入るものは「食品」か「薬品」のどちらかであり健康食品という区分は法的には存在しない。 よってサプリメントについても特に定義されていないが、「錠剤、カプセル等の形状の食品」等と表現されることもある。なお国の規格や基準を満たす食品は、健康増進法に基づいて保健機能=健康強調表示を行うことができる。

米国は、薬品、(一般)食品、ダイエタリーサプリメントという3つの区分で法的に管理されている。ダイエタリーサプリメントは食事を補完することを目的として、<u>力プセル、錠剤等通常の食事としての摂取を想定しない食品</u>とされる。なお(一般)食品、ダイエタリーサプリメントともに定められた健康強調表示を行うことができる。

- 栄養素機能表示

身体の成長、発達、正常な機能における栄養素の 生理学的な役割を示す表示

#### 健康強調表示

#### その他の機能強調表示

栄養素以外の機能表示を表し、「身体の正常な機能 または生物活性に関連し、その食品成分を摂取 することによる特定な有用な効果に関与する」表示

#### 疾病リスク低減表示

食生活において、食品あるいはその成分の摂取と、 疾病及び健康に関する状態の進行(発症)に関する リスクの低減との関係を示す表示

Codex(04):コーデックス委員会2004年採択指針

# 健康食品最先進国アメリカ



#### アメリカの健康強調表示の分類



アメリカにおける食品分類

医薬品

ダイエタリーサプリメント

食品

日本における食品分類

特別用途食品				食品			
	個別評価型						
許可基準型 その他	病者用	特定	保健用食品 規格基準型	栄養機能食品	機能性表示食品	いわゆる 健康食品	

11

1

#### アメリカの健康強調表示の分類



栄養素機能表示

身体の成長、発達、正常な機能における栄養素の 牛理学的な役割を示す表示

#### 健康強調表示

#### 構造・機能表示

栄養素以外の機能表示を表し、「身体の正常な機能 または生物活性に関連し、その食品成分を摂取 することによる特定な有用な効果に関与する」表示

#### DSHEAに基づく表示:ダイエタリーサプリメント

- ヘルスクレーム = 疾病リスク低減表示

食生活において、食品あるいはその成分の摂取と、 疾病及び健康に関する状態の進行(発症)に関する リスクの低減との関係を示す表示



■■■■ NLEAに基づく表示(Aランク: SSA基準

B、C、Dランク:QHC基準)

その他:FDA近代化法におけるNASなどの"権威ある意見"に基づくもの 13

#### アメリカの健康強調表示の分類

栄養表示教育法 (NLEA)

明解な科学的合意 (SSA) (Aランク)

ダイエタリーサプリ メント健康教育法 (DSHEA)

限定的健康強調表示 (QHC) (B,C,Dランク)

その他(FDAMA)

#### アメリカの健康強調表示



# 栄養表示教育法(NLEA)

**Nutrition Labeling and Education Act** 

- ●1990年に成立、1994年に完全実施。
- ●この法律で、米国は、栄養成分強調表示に加えて、 健康強調表示の制度を世界に先駆けて導入した。
- ●連邦食品医薬品局(FDA)が科学的に立証されていると 認めた(Significant Scientic Agreement: SSA基準)食品 成分と疾病との関係についてのヘルスクレーム(疾病リス ク低減表示)が表示できる制度。
- ●FDAによる認可制で、現在12種。認可されたものは申請 者以外も使用可能。

#### アメリカの健康強調表示



# ヘルスクレームとは?

栄養表示教育法(NLEA)により、連邦食品医薬 局(FDA)が科学的に立証されていると認めた、 食品成分と疾病との関係についての表示のこと。

#### 例えば・・・

「1日当たり25グラムの大豆たんぱ く質を、低飽和脂肪酸/低コレス テロールの食事に取り入れる事は、

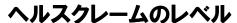
心臓病

(冠状動脈性心疾患)に なるリスクを減少させる でしょう」

May reduce the risk of heart disease



#### アメリカの健康強調表示



	科学的根拠の 総合評価	FDA 分類	標準的な表示例
SSA	>第一レベル	А	栄養表示教育法に基づく科学的同意が 得られている。
	第二レベル	В	「・・・を裏付ける科学的根拠はあるが、 その根拠は決定的ではない」
H	―第三レベル	С	「・・・を示唆するいくつかの科学的根拠はあるが、FDAはこの根拠は限定的であり、決定的ではないと結論した。」
C	第四レベル	D	「極めて限定的な、予備的な研究において・・・を示唆している。FDAは、表示を支持する科学的根拠はほとんどないと結論した」

#### アメリカの健康強調表示

# ヘルスクレームの種類 (NLEA-SSA)

- (1) カルシウムと骨粗鬆症のリスク低減
- (2) 食事脂肪と癌のリスク低減
- (3) 食事飽和脂肪、コレステロールと冠状動脈心疾患のリスク低減
- (4) 非う蝕性糖質甘味料とう蝕のリスク低減
- (5) 食物繊維を含む穀類、果物、野菜と癌のリスク低減
- (6) 葉酸と神経管欠損症のリスク低減
- (7) 果物、野菜と癌のリスク低減
- (8) 果物、野菜、穀類(特に水溶性食物繊維を含む)と冠状動脈心疾患 のリスク低減
- (9) ナトリウムと高血圧症のリスク低減
- (10) ある種の食品(オーツ麦、サイリュウム種子)の水溶性食物繊維と 冠状動脈心疾患のリスク低減
- (11) 大豆たんぱくと冠状動脈心疾患のリスク低減
- (12) スタノール/ステロールと冠状動脈心疾患のリスク低減

18

#### アメリカの健康強調表示



# 健康強調表示に関する法律

# 限定的ヘルスクレーム

Qualified Health Claims (QHC)

- ●ヘルスクレームより後にでき(2003年開始)、ヘルスクレームの規制緩和の一環として制定されたもので、FDAの認可が必要。現時点で17種。認可されたものは申請者以外も使用できる。
- ●食品と健康効果の因果関係について、その信頼性に応じて レベル付け(QHC基準:B、C、D)を行い、そのレベルにより 「示唆する証拠はあるが、決定的な証拠はない」という主旨 の免責表示が義務付けられている。

#### アメリカの健康強調表示



# 限定的ヘルスクレーム (QHC) のレベル

科学的根拠の 総合評価	FDA 分類		標準的な 表示例
第一レベル	Α	栄養表示教育法に基づ = NLEA:SSA基準	(く科学的同意が得られている。
第二レベル	В	「・・・を裏付ける 根拠は決定的で	科学的根拠はあるが、その ではない」
第三レベル	С		いくつかの科学的根拠はあ の根拠は限定的であり、決 結論した。」
第四レベル	D	<ul><li>・・を示唆してい</li></ul>	な、予備的な研究において・ る。FDAは、表示を支持す はほとんどないと結論した」

#### アメリカの健康強調表示



# 健康強調表示に関する法律

# ダイエタリーサプリメント健康教育法

Dietary Supplement Health and Education Act (DSHEA)

- ●1994年に施行
- ●FDAへ届出するだけで、ビタミン、ミネラル、ハーブ、アミノ 酸等について、身体の構造と機能に影響を及ぼす表示が できる制度。形状としてはカプセル、錠剤等の医薬品的形状。
- ●「この表示はFDAによって評価されたものではありません。 この製品は病気を診断、治療、予防することを目的とした ものではありません。」の免責表示義務がある。

ただし、この制度には問題点も指摘されており、FDAは **2004年に有効性と安全性に関する指針案を発表**した。

#### ダイエタリーサプリメント健康教育法(DSHEA)

成分·素材	条件
<ul> <li>ビタミン類</li> <li>ミネラル</li> <li>ハーブ類及び他の植物</li> <li>アミノ酸類</li> <li>食事として摂取されているもの、濃縮されたもの、代謝産物、構成成分、抽出されたもの</li> </ul>	<ul> <li>(1) 食事を補完することを目的とした食品(タバコを除く)。</li> <li>(2) カプセル、錠剤、液状、粉末、ソフトジェルといった形態で、通常の食品或は食事としての摂取を想定するものであってはならない。</li> <li>(3) カプセル、錠剤、液状、粉末、ソフトジェルといった形態でない場合であっても、通常の食品或は食事としての摂取を想定するものであってはならない。</li> <li>(4) 「ダイエタリー・サプリメント」である旨の表示。</li> </ul>

22

#### アメリカに追随する各国の動き

# ダイエタリーサプリメント健康教育法(DSHEA) の「ダイエタリーサプリメント(栄養補助食品)」とは?

#### 形状がカプセル・錠剤であることが共通

米国	食事を補完することを目的として、カプセル、錠剤 等通常の食事としての摂取を想定しない食品
EU	食事を補足する目的として、カプセル、錠剤等少量で摂取できるもの
CODEX	カプセル、錠剤等少量単位で摂取するようデザインされ、通常の食品の形態ではなく、食事の補充に役立つもの
日本	特に定義されていないが、「 <mark>錠剤、カプセル</mark> 状等の 形状の食品」等と表現されることがある



DSHEAで可能とされる表示内容と条件

#### 機能性として表示可能な内容

- 1 栄養欠乏症に対する効果
- 2 ヒトの構造・機能に影響を与える 栄養成分の役割説明
- 3 ヒトの構造・機能に影響を与える 栄養成分の仕組み・メカニズム
- 4 一般的な健康上のメリット





- ▼ 表示内容が事実であり、誤解されるものではない証拠を有していること
- ✓ 製造販売後30日以内にFDAに届け出ること
- √ 放棄声明文を表示しなければならない。

「当該表示は、米国食品医薬局(FDA)の評価を受けていません。 本製品は、疾病の診断・処置・治療または予防を目的にしたも のではありません。」

# **FDAMA**: Food and Drug Modernization Act FDA䜣代化法

- コリン(栄養成分強調表示)
- 全粒穀物食品と心疾患・特定のがんのリスク(1999)
- カリウムと高血圧症及び虚血性発作のリスク(2000)
- 適度の脂質を含む全粒穀物食品と心疾患のリスク(2003)
- 飽和脂肪、コレステロール、トランス脂肪酸と心疾患のリスク(2006)
- フッ素添加水とう蝕のリスク(2006)
- 飽和脂肪を不飽和脂肪に置き換えた食事と心疾患のリスク(2007)

25

#### コーデックス EU 強調表示一般ガイドライ 1980 機能性食品 ン(1979,1991) 1990 栄養表示教育法 栄養表示一般規則 (栄養表示基準/ヘルス (90/496/EEC, 特定保健用食品 栄養表示一般ガイドライ 2000/13/EC) ン(1985,1993) 栄養補助食品健康教育 栄養表示基準制度(栄養 1996 (構造/機能強調表示) 成分/比較強調表示) 錠剤・カプセルに関する 栄養強調表示のガイドラ FDA近代化法に基づく学 健康強調表示(自主) 養強調表示/ヘルスク 規制緩和 (スウェーデン、フィンランド、 レーム ベルギー、オランダ、英国 保健機能食品制度 (栄養機能食品と特定保 フードサプリメントに関 健用食品) する規則 限定的ヘルスクレーム 2003 栄養及び健康強調表示 2004 のガイドライン (新)特定保健用食品 ビタミン・ミネラル フード・ 2005 サプリメントのガイドライ (条件付き、規格基準型 健康強調表示の科学的 栄養及び健康強調表 Guidance for Industry: 示に関する規則 Evidence-Based Review System for the 「健康食品の

表示検討会」

(WHO食事、運動と健

# 健康強調表示で割り切れない各国の事情



# 日本

薬事法に基づく厳密な食薬区分



## ΕU

医薬品としてのハーブが存在



#### 中国

食薬同意の漢方医学の概念が定着



#### 韓国

伝統的健康食品(高麗人参)が存在

## EUの健康強調表示の分類

Scientific Evaluation of

2010 | Health Claims (Jan 2009)



(食品表示規則の改正

提案 2008)

#### EUにおける食品分類

アメリカに追随する各国の動き

	食品					
遺伝子組み換え食品						
新規食品						
PARNUTS(特殊栄養用途)			ビタミン・ミネラル強化食品	<b>路添加物</b>	一般食品	
	PARNUTS(特殊栄養用途)	遺伝子組み 新規食品 フードサプリメン PARNUTS(特殊栄養用途)	遺伝子組み換え食品 新規食品 アARNUTS (特殊栄養用途)	遺伝子組み換え食品 新規食品 フードサプリメント PARNUTS(特殊栄養用途)	遺伝子組み換え食品 新規食品 食品 アARNUTS(特殊栄養用途)	

# 日本における食品分類

特別用	途食品		保健機能食品			
	個別評価型					
許可基準型 その他	病者用特	定保健用食品 規格基準型	栄養機能食品	機能性表示食品	いわゆる 健康食品	

#### EUの健康強調表示



# ヘルスクレームの種類

# 疾病リスク低減表示

# 子供の成長と健康に関する強調表示

# 機能表示(一般/新規)

- a) 人体の成長、発育および機能における役割
- b) 心理的及び行動的機能
- c) 痩身、体重管理、空腹感の減少、満腹感の増大、 食品からの有効エネルギーの軽減

#### EUの健康強調表示



#### EFSAが科学的根拠を認めた例(13条-5、14条)

製品(製品名)(申請者)	許可表示
水溶性トマト濃縮物 (Provexis Natural Products Limited)	正常な血小板凝集の維持に役立ち、健康的な 血流に寄与する。<第13条-5新規表示>
砂糖不使用のチューインガム (Wrigley GmbH)	歯の脱灰を抑えるのに役立つ。 歯の脱灰は虫歯の進行のリスク因子のひとつである。<第14条リスク低減表示>
植物ステロール/植物ステロール ルエステル (Danone France) Multitionals t申請 Nutritionals t申請	血中コレステロールを低下/減少させる。 高コレステロールは <mark>冠状動脈性心疾患</mark> のリスク因 子のひとつである。<第14条リスク低減表示>
タンパク質 (ATLA)	子供の骨の正常な成長と発達に必要である。 <第14条子供関連表示>
ドコサヘキサエン酸 (Mead Johnson Nutritionals)	12ヵ月齢までの乳児の正常な視力の発達に寄与する。<第14条子供関連表示>
ドコサヘキサエン酸 (Merck Selbstmedikation GmbH)	妊娠中に摂取すると、胎児と母乳を飲む乳児の 正常な認識能(脳)の発達に寄与する。 <第14条子供関連表示>

#### 中国の健康強調表示の分類



#### 中国における食品分類

	漢方・	薬膳	
医薬品	保	健食品	食品
医薬品、OTO	保健食品	栄養素補助剤	一般食品

※ 条例などで規定されている食品群(特別用途食品相当)など、上記分類外の 食品も多く存在する

### 日本における食品分類

特別用	途食品		保健機能食品			
	個別評	<b>福型</b>				
許可基準型 その他	病者用	特定保健用食品	栄養機能食品	機能性表示食品	いわゆる 健康食品	

#### 韓国の健康強調表示の分類



#### 栄養素機能表示

身体の成長、発達、正常な機能における栄養素の 生理学的な役割を示す表示



健康機能食品

#### 健康強調表示

#### 構造・機能表示

栄養素以外の機能表示を表し、「身体の正常な機能 または生物活性に関連し、その食品成分を摂取 することによる特定な有用な効果に関与する」表示



健康機能食品

#### 疾病リスク低減表示

食生活において、食品あるいはその成分の摂取と、 疾病及び健康に関する状態の進行(発症)に関する リスクの低減との関係を示す表示



健康機能食品

#### 韓国の健康強調表示



-関節の健康

排尿機能改善など

・目の健康

∙抗菌作用

## 健康強調表示例 QOL改善含む!

- 胃腸調節
- 血糖值低下
- 血圧低下
- ・<u>血中コレステロール低下</u>・抗アレルギー・更年期女性の健康
- ・血中トリグリセライド低下・二日酔いの防止 ・持久力増強
- 体脂肪減少
- 骨の健康
- ・ 歯の保護
- •免疫機能増強
- 集中力及び記憶の改善

- •肝機能保護
- •抗酸化
- ・小児の成長促進 ・尿路の健康

- ・ストレス緩和
- •血液循環改善
- •性機能改善
- ·体重調節(抗肥満) ·美容効果(皮膚機能調節)

※青字(イタリック)は相当の許可表示が日本にあるもの

33



健康強調表示制度の国際比較 注: ASEANの制度は現在検討中のもの その他の機能表示(高度機能表示) 栄養機能表示 疾病リスク低減表示 構造·機能表示 規格基準型 国などが成分規格(上限 404 値、下限値など)を設定 し、企業がその規格を守 米国 台湾 韓国 FII ることで機能性表示が 台湾 ASEAN 日本 可能となる 個別評価型 企業からの申請に基づ 韓国 中国 韓国 **\*\*** き、国などが個別に食品 の有効性や安全性につ 韓国 いての評価・許可する 台湾 ASEAN 日本 (特定保健用食品 日本 (特定保健用食品) 届出型 米国だけが 企業が自ら食品の機能 届出型 性を評価・表示し、その 日本 米国 内容を国などに届け出る 機能性表示食品 DSHEA